

神奈川県立障害福祉関係施設  
指定管理者評価委員会  
評価報告書

(厚木精華園)

平成27年4月

## 1 委員会委員（ は委員長、 は副委員長）

| 委員名   | 職業等                             | 委員区分             |
|-------|---------------------------------|------------------|
| 石田 晴美 | 日本公認会計士協会神奈川県 公認会計士<br>文教大学 准教授 | 経理に関する識見者        |
| 石渡 和実 | 東洋英和女学院大学 教授                    | 学識経験者            |
| 嶋田 芳樹 | 神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 副会長          | 施設利用者代表          |
| 高橋 温  | 新横浜法律事務所 弁護士                    | 法務に関する識見者        |
| 森下 浩明 | 神奈川県知的障害福祉協会 理事                 | 障害福祉施設の事業に関する精通者 |

## 2 スケジュール

|            |  |
|------------|--|
| 平成26年10月9日 | 第1回委員会開催（指定管理者の選定に係る選定基準の検討）                     |
| 平成27年1月20日 | 募集要項配布   |
| 平成27年1月20日 | 質問の受付開始  |
| 平成27年2月3日  | 募集説明会 参加団体 1団体（6人）                               |
| 平成27年3月6日  | 質問の受付終了 質問数 12                                   |
| 平成27年3月20日 | 募集受付終了 応募団体 1団体                                  |
| 平成27年3月20日 | 現地視察等（居住エリア、日中活動エリア、診療所等を視察）                     |
| 平成27年4月6日  | 第2回委員会開催（応募団体の申請書類の評価等を協議）                       |
| 平成27年4月14日 | 第3回委員会開催（応募団体による事業計画書の内容等の説明、質疑、最終評価と報告書の作成等を協議） |

## 3 評価の実施方法

### （1）会議の公開・非公開について

第1回委員会は指定管理者の選定に係る基準の協議を、第2回委員会及び第3回委員会は評価点の協議を行うため、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、神奈川県情報公開条例第5条第3号に該当すると判断し、第1回委員会、第2回委員会及び第3回委員会の評価・協議については非公開とし、第3回委員会の応募団体による事業計画書の内容等の説明、質疑については公開として開催した。

### （2）選定手続きについて

応募団体の申請書類を受理した神奈川県保健福祉局福祉部障害サービス課において、資格審査及び申請内容の確認を行った後、評価委員会において書類及び面接による評価を行った。

指定管理者候補の選定にあたっては、「サービスの向上」「管理経費の節減等」及び「団体の業務遂行能力」の3つの観点から、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例及び同条例施行規則で規定する「指定の基準」を満たしているかを評価した。

### （3）委員会としての評価点について

選定基準に基づき、各委員による仮採点を行った後、各評価項目について委員間で協議を行い、面接による評価を踏まえて、委員会としての評価点を決定した。

## 4 選定基準

(募集要項に記載している選定基準表を記載)

| 大項目              | 中項目                       | 小項目                      | 評価の視点   | 配点 | 指定の基準<br>(条例、規則)                 | 評価の対象とする申請書類の該当箇所                                      |
|------------------|---------------------------|--------------------------|---|----|----------------------------------|--|
| サービスの向上<br>(50点) | 1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等 | 運営の理念や利用者支援の考え方          | ・ 県立施設としての厚木精華園の役割の理解及び整合性  | 5  | 条例第5条第1号<br>条例第5条第3号<br>規則第6条第4号 | ・ 事業計画書<br>1、7   |
|                  |                           | 利用者の受入れに対する考え方           | ・ 施設の役割を踏まえた受入れの確保  |    |                                  |  |
|                  | 2 施設の維持管理                 | 施設設備及び物品の維持管理能力          | ・ 管理担当者の配置計画<br>・ 契約及び執行に係る事務処理能力<br>・ 業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方                              | 5  | 条例第5条第3号                         | ・ 事業計画書<br>2<br>・ 委託予定業務一覧表<br>・ 法人等に関する書類<br>・ 指導監査書類 |
|                  |                           |                          | 高年齢の知的障害者への対応   |    |                                  |  |
|                  | 3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金 | 高年齢の知的障害者支援ノウハウの普及、啓発    | ・ 高年齢の知的障害者支援のモデル施設として支援ノウハウの普及、啓発の取組   | 5  |                                  |  |
|                  |                           | 質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組 | ・ 質の高い利用者サービスの確保<br>・ 利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上<br>・ 職員配置の工夫<br>・ 効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫 | 5  | ・ 事業計画書<br>4、10<br>・ 人員配置計画書     |  |
|                  |                           | 診療所の運営方針                 | ・ 日常的な健康管理実施方法<br>・ 夜間等の緊急時の対応<br>・ 地域医療機関との連携<br>・ 誤与薬及び感染症対策<br>・ 業務を委託する場合の医療機関選定条件    | 5  | ・ 事業計画書<br>5                     |  |
|                  |                           | 地域サービス事業の実施              | ・ 短期入所事業、各種相談事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施<br>・ 地域との連携体制の構築方法                                      | 5  | 条例第5条第3号<br>条例第5条第4号<br>規則第6条第4号 | ・ 事業計画書<br>6   |
|                  | 4 事故防止等安全管理               | 日常時の安全管理                 | ・ 県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組   | 5  | ・ 事業計画書<br>7                     |  |
|                  |                           |                          | ・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組  | 5  | ・ 事業計画書<br>8                     |  |

| 大項目                 | 中項目                       | 小項目   | 評価の視点   | 配点 | 指定の基準<br>(条例、規則)     | 評価の対象とする申請書類の該当箇所 |
|---------------------|---------------------------|---|---|----|----------------------|-------------------|
|                     |                           | 緊急時の対応  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災体制、施設内事故発生時の対応方法</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応</li> <li>救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等</li> </ul>  |    |                      |                   |
|                     | 5 地域と連携した魅力ある施設づくり        | ボランティアの受入れ・地域交流等の実施   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方</li> <li>・地域交流、施設開放の考え方</li> </ul>   | 5  |                      |                   |
| 管理経費の節減等<br>2.5点    | 1 適切な積算 <small>注1</small> | 人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算の適切性</li> <li>・積算単価等の妥当性</li> <li>・公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性</li> <li>・健全経営の視点からの積算の妥当性</li> </ul>                               |   | 5  | 条例第5条第3号<br>条例第5条第5号 | ・収支計画書            |
|                     | 2 節減努力等 <small>注2</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限</li> </ul> $\frac{(\text{積算価格} - \text{申請書の提案額})}{\text{積算価格}} \times \text{調整係数} (100/20) \times 20$ 県が提示する指定管理料の上限額 |   | 20 |                      | ・事業計画書<br>13      |
| 団体の業務遂行能力<br>(2.5点) | 1 人的な能力、執行体制              | 人材育成の考え方  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間研修実施計画と実施方法</li> </ul>  | 5  | 条例第5条第4号<br>規則第6条第1号 | ・事業計画書<br>10      |
|                     |                           | 執行体制  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員選考方法・基準</li> <li>・職員採用数</li> <li>・適切な支援水準を確保するための職員配置</li> <li>・責任者及び指導的立場にある職員配置の考え方</li> <li>・委託業務の執行確認、指導体制</li> </ul> | 5  |                      | ・事業計画書<br>10      |
|                     | 2 財政的な能力                  | 財務状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>   | 5  | 条例第5条第5号             | ・法人等に関する書類        |

| 大項目 | 中項目                    | 小項目                    | 評価の視点  | 配点 | 指定の基準<br>(条例、規則)                 | 評価の対象とする申請書類の該当箇所   |
|-----|------------------------|------------------------|--|----|----------------------------------|---|
|     | 3 コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献 | コンプライアンス、事故・不祥事への対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な法人等の倫理の確立と諸規程の整備状況</li> <li>法令遵守の徹底に向けた取組の状況</li> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分の有無ならびにその対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> </ul> | 5  | 条例第5条第3号<br>規則第6条第4号             | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人等に関する書類</li> <li>指導監査書類</li> <li>法人独自に規定した諸規程</li> <li>障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等に関する報告書</li> <li>重大な事故又は不祥事に関する報告書</li> <li>事業計画書 11、12</li> </ul> |
|     |                        | 個人情報の保護                | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制</li> <li>個人情報の取扱い状況</li> </ul>   |    |                                  |   |
|     |                        | 環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>法人等の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績</li> <li>社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績</li> </ul>  |    |                                  |   |
|     | 4 これまでの実績              | これまでの管理運営状況等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設での経営実績の状況</li> <li>厚木精華園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況</li> <li>社会福祉施設を運営する法人等の理事の構成割合</li> <li>他の自治体における指定取り消しの有無</li> </ul>   | 5  | 条例第5条第6号<br>規則第6条第2号<br>規則第6条第3号 | <ul style="list-style-type: none"> <li>法人等に関する書類</li> <li>指導監査書類</li> <li>役員の経歴書</li> </ul>   |

注1 「適切な積算」の評価について

積算に重大な誤りがある、または、積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはありませんが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合、「適切な積算」の評価を0点とすることがあります。

注2 「節減努力等」の評価について

「適切な積算」において満点である5点を得た場合にのみ評価します。  
計算式の算定結果が「節減努力等」の配点を超える場合でも、「節減努力等」の配点が上限となります。

## 5 評価結果

評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

| 順位 | 団体名（所在地）           | 選定基準別点数 |          |           | 合計点 |
|----|--------------------|---------|----------|-----------|-----|
|    |                    | サービスの向上 | 管理経費の節減等 | 団体の業務遂行能力 |     |
| 1  | 社会福祉法人かながわ共同会（秦野市） | 40      | 8        | 21        | 69  |

## 6 提案概要及び評価の内容

|     |               |
|-----|---------------|
| 提案者 | 社会福祉法人かながわ共同会 |
|-----|---------------|

### (1) 提案の概要

#### 1 サービスの概要

##### (1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

###### 運営理念や利用者支援の考え方

- ・人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実に努め、利用者地域社会の繁栄に貢献するとともに、社会的な法人としての価値を創造する。
- ・高齢知的障害者及び医療的ケアを必要とする中高齢の知的障害者の心豊かで充実した暮らしを支える。
- ・施設生活を固定的に捉えず、地域と連動し、地域生活が可能な利用者には地域での暮らしができるよう支える。
- ・個別支援計画に沿ったきめ細かな支援に取り組み、個々の生活文化を尊重しながら、健やかな老いを支える。

###### 利用者の受入れに対する考え方

- ・高齢知的障害者及び医療的ケアを必要とする中高齢知的障害者を積極的に受け入れ、支援員と看護師、診療所等が協働して、医療的ケアに取り組む。
- ・被虐待、触法等、生きにくさを抱えた高齢知的障害者を支援するため、研修参加等に努め、専門性をもって受入れを行う。
- ・法人のスケールメリットを活かして、福祉用具・機器の導入・設置を充実することにより、利用者個々の身体状況、障害特性に合わせた幅広い受入れを行っていく。

##### (2) 施設の維持管理

###### 施設設備及び物品の維持管理能力

- ・施設設備等の維持管理に係る担当者1名を配置する。
- ・時間とともに劣化・老朽化していく施設・設備等の機能を可能な限り維持し、効率的・効果的な維持管理に取り組むため「維持管理計画」を策定するとともに、施設状況を一元管理する「維持管理システム」を導入し、施設・備品等の延命化、更新を含む経費の節減等に取り組む。
- ・施設設備等の維持管理に係る契約及び執行については、法人経理規程により適正な処理を行い、公平性・透明性を確保し、効率的・効果的な経営に取り組む。
- ・業務委託については、スケールメリットを活かした4施設合同入札や委託業者に係る情報の共有を図りながら、実施する。
  - \* 診療所 個人医師、神奈川リハビリテーション病院と委託契約を行い、診療所で定期的に診療を受ける機会を確保する。
  - \* 洗濯業務 障害者支援施設と委託契約を行う。委託により、障害者の就労の場を確保し、自立した地域生活に向けスキルを身につける場として活用する。
  - \* 清掃業務 障害者支援施設と委託契約を行う。委託により、障害者の就労の場を確保し、地域福祉の向上に貢献する。
  - \* その他 専門的知識、資格が必要とする業務（エレベーター管理保守業務、ボイラー・空調機器運転管理業務等）は業者に委託する。

##### (3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

###### 高齢知的障害者への対応

- ・高齢知的障害者及び医療的ケアを必要とする中高齢知的障害者支援のモデル的施設として創意工夫を積み重ねてきた。今後、さらに高齢化による機能低下等が想定される中で、現行のサービス体制を維持継続しながら、支援プログラム、サービスの評価・見直し・改善を図る。
- ・介護ベッドの活用や各居室へのエアコンの設置などにより、安全で安心した生活が送れるよう取り組む。
- ・定期診療・検診、日々のバイタルチェックなどにより、傷病の早期発見・早期治療に

努める。

- ・介護職員等の疲の吸引等の研修制度に準じ、指導看護師の養成、実地研修等を実施し、継続した支援を行う。
- ・利用者個々の喫食状況等から、それぞれにふさわしい食事を提供する。
- ・利用者個々の状況に応じて入浴方法、設備、回数を設定する。
- ・日中活動を3グループに分けて、心身状況、障害特性に応じた支援を行う。

高齢の知的障害者支援のノウハウの普及、啓発への対応

- ・高齢者支援セミナーを開催し、実践から得た知識・技術の情報提供・発信に努める。
- ・関係施設等からの見学を受け入れ、介護食などの実践状況を伝える。
- ・講演や研究発表などに積極的に取り組み、高齢知的障害者及び医療的ケアを必要とする中高齢知的障害者の支援手法の普及、啓発に努める。

質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組

- ・高齢化に伴う利用者の将来を見据え、早い段階から現状の機能を維持するための活動や適切な介助方法等の指導を理学療法士より受け、介護予防に取り組む。
- ・利用者の残存機能を確保するために、福祉機器や用具を取り入れるとともに、「抱え上げない介護」を目指し、移乗用リフターを計画的に導入する。
- ・安全・安心、快適な入浴サービスを提供するために入浴用機器や用具を活用する。
- ・喀痰吸引等の実施における指導看護師及び特定認定行為業務従事者を確保し、継続的に利用者支援ができるようにする。
- ・介護食のさらなる研究、開発を行う。
- ・障害者の地域生活を支えるための拠点として、相談支援事業の充実を図る。
- ・「住み慣れた地域で安心して暮らすこと」の具現化に向けて、施設からの地域移行を推進する。
- ・終末期の支援のあり方や、一人ひとりにあった看取りのあり方について検討する。
- ・安定した支援体制のため基準よりも多い非常勤職員を配置し、手厚い支援を提供する。

診療所の運営方針

- ・利用者一人ひとりの障害特性や高齢化に伴う身体機能の変化に配慮して、初期医療の役割を担う。
- ・健康状態の把握と疾病予防の検査等に努め、健康管理に取り組む。
- ・医師の配置については、現行の配置水準を維持する。
- ・感染症発生時には、「感染症マニュアル」に基づいて、対応する。
- ・夜間の緊急時は看護師のオンコール対応や近隣医療機関への緊急通院等を行う。
- ・歯科衛生士による口腔ケアを行い、職員への助言指導も行う。

地域サービス事業の実施

- ・在宅の高齢知的障害者、重症心身障害者の短期入所利用を受け入れる。
- ・在宅の障害者に日中一時支援事業によるサービスを提供する。
- ・理学療法士や看護師、相談支援員が近隣事業所を訪問して、支援技術等の情報提供や機能訓練等を行い、障害者の在宅・地域生活を支援する。
- ・災害時の障害者等の福祉避難所としての機能整備を図る。
- ・地域住民や在宅障害者を対象としたコンサート等を開催し、地域交流を図る。また、近隣小学校等へ職員を派遣して福祉関係の講義を実施する。

県の政策課題への対応

- ・県立直営施設との連携を強化して、情報交換の場を設定し、支援・介護・看護が必要な利用者を積極的に受け入れる。
- ・法人が経営する他の県立施設の高齢者を受け入れ、他施設の空枠をつくることにより、県立直営施設の利用が長期化した利用者の移行を進める。
- ・法人が経営するグループホーム等を活用して地域生活移行を進めるとともに、介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所の設置を検討する。

#### (4) 事故防止等安全管理

日常時の安全管理

- ・事業継続計画(BCP)を策定する。
- ・防災委員会を設置して、防災訓練・防災研修を企画立案する。
- ・防災計画に基づき、防災訓練を行い、職員・利用者の自主防災意識の普及、徹底を図る。また、災害対応力向上を目的とした防災研修を実施する。



- ・災害発生時に迅速に対応できるよう防災備品及び非常食を準備、備蓄する。
- ・応急手当普及員を配置し、迅速かつ的確な救命処置を実施できる体制を確保する。また、普通救命講習会を定期的実施する。

#### 緊急時の対応

- ・急病人等が生じた場合は、「救命処置フローチャート」等に基づいて対応する。
- ・重大な事件、事故が発生した場合は「事故発生時の対応マニュアル」に則り対応し、事案によっては、事故再発防止委員会を設置して原因究明、再発防止を図る。

#### (5) 地域と連携した 魅力ある施設づくり

##### ボランティアの受入・地域交流等の実施

- ・日中活動や余暇活動、行事、調理等、様々な場面でボランティアを受け入れる。
- ・ボランティアコーディネーター2名を配置する。
- ・体育館を活用して、定期的に地域コンサートを開催する。
- ・夏休み期間に地域の小学生を招いて、スタンプラリー等の企画に参加してもらい、併せて車イスの使用法を学ぶ機会を設けて、障害理解の促進を図る。
- ・会議室・体育館・プールの施設開放を行う。

## 2 管理経費の節減等

### (1) 適切な積算

- ・障害者支援施設及び短期入所の利用料、診療収入、日中一時支援事業などの収入をこれまでの実績を考慮して積算するとともに、人件費、事務費、事業費などの支出について積算を行った。

### (2) 節減努力等

- ・提案額（年額） 188,533千円 （10年平均の県の積算額 194,700千円）

$$\text{節減率} = (1 - (188,533 \text{千} \div 194,700 \text{千})) \times 100 \quad 3.167\%$$

$$(194,700 \text{千} - 188,533 \text{千}) \div 194,700 \text{千} \times 5 \times 20 \quad 3.167 \text{点}$$

ただし、評価点は小数点以下切捨てとなるため 3点

## 3 団体の業務遂行能力

### (1) 人的な能力、執行体制

#### 人材育成の考え方

- ・福祉職場における慢性的な人材不足が深刻化する中、いかに人材育成を図り、良質のサービスを提供できるかが最重要課題となっているため、次の研修を行う。
  - \* 法人主催研修として、常勤職員を対象とした階層別研修を年1回必修で行うほか、法人内の別の施設での実務を体験する四園交換研修、採用前研修などを行う。
  - \* 施設主催研修として、基礎研修、特別研修、新採用職員研修、非常勤研修、たんの吸引等の実施のための研修会などを行う。
  - \* 外部研修として相談支援従事者初任者研修・現任研修、サービス管理責任者養成研修などに参加させる。
- ・さらに、資格取得を支援する取組を行う。
  - \* 社会福祉士等の受験資格に必要なスクーリングの職務専念義務免除。
  - \* 第二種衛生管理者資格等の取得経費の一部法人負担。

#### 執行体制

- ・職員採用は法人事務局と施設で協力して取り組む。応募資格と評価基準を定め、新卒者等も配置しながら、バランスのよい安定した支援体制を継続する。

・人員配置（カッコ内は非常勤者の内数）

| 職名     | 配置数       | 内 訳                   |
|--------|-----------|-----------------------|
| 園長     | 1名        |                       |
| 総務部長   | 1名        |                       |
| ほか総務部員 | 21名(15名)  | 事務4名、栄養士1名、調理員16名     |
| 支援部長   | 1名        |                       |
| ほか支援部員 | 98名(34名)  | 課長4名、生活支援員92名、相談支援員2名 |
| 診療所課長  | 1名        |                       |
| ほか診療所員 | 6名(3名)    | 看護師5名、歯科衛生士1名         |
| 合計     | 129名(52名) |                       |

\*生活課には各寮（6寮）にそれぞれ1人、サービス管理責任者を配置する。

(2) 財政的な能力

財政状況

- ・貸借対照表、財産目録等において示している。

(3) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

コンプライアンス、事故・不祥事への対応

- ・経理規程、給与規程、職務権限規程、文書管理規程ほか、諸規程、要領を作成している。
- ・募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分はない。
- ・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事はない。

個人情報の保護

- ・法人並びに事業所が保有する個人情報を適正に取り扱うため、個人情報保護要領を定めている。
- ・さらに、この要領の内容を具体的に示した個人情報保護要領運用指針を定め、適切な運用を図っている。また、書類の取扱い等について留意事項を定めた個人情報保護に関する職員マニュアルを作成している。

環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動

- ・すべての活動において、自主的かつ積極的に環境負担の低減に取り組む。
- ・具体的な取組として、環境へ及ぼす影響が少ない製品等を選択するグリーン調達の実施、再生紙等利用率の向上、リデュース・リユースの推進、古紙の分別等リサイクルの推進、エコドライブの推進等があげられる。
- ・能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用に力を入れていく。また、職業能力に応じた就労の場の拡大を図るとともに、職場適応能力の向上による一般就労への可能性を高める。
- ・社会貢献活動としては、障害者や高齢者の後見の受け皿として、施設の所在地区において法人後見組織を立ち上げる。また、福祉避難所として、受入訓練を行うとともに、地域の災害対策拠点として施設機能の活用を充実させる。

(4) これまでの実績

- ・津久井やまゆり園 平成17年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・愛名やまゆり園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・秦野精華園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営
- ・厚木精華園 平成18年4月から10年間の指定管理者として管理運営

(2) 外部評価委員会の採点結果

| 大項目                   | 小項目                               | 評価の視点                                | 配点 | 各委員による仮採点結果 |   |   |   |   | 委員会としての評価点 |
|-----------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|----|-------------|---|---|---|---|------------|
|                       |                                   |                                      |    | A           | B | C | D | E |            |
| サービスの向上<br>(50点)      | 運営の理念や利用者支援の考え方                   | ・ 県立施設としての厚木精華園の役割の理解及び整合性           | 5  | 5           | 4 | 5 | 4 | 4 | 4          |
|                       | 利用者の受入れに対する考え方                    | ・ 施設役割を踏まえた受入れの確保                    |    |             |   |   |   |   |            |
|                       | 施設設備及び物品の維持管理能力                   | ・ 管理担当者の配置計画                         | 5  | 4           | 4 | 3 | 4 | 3 | 4          |
|                       |                                   | ・ 契約及び執行に係る事務処理能力                    |    |             |   |   |   |   |            |
|                       |                                   | ・ 業務の一部を委託する場合の業者選定の考え方              |    |             |   |   |   |   |            |
|                       | 高齢の知的障害者への対応                      | ・ 適正な支援水準の確保                         | 5  | 4           | 4 | 5 | 5 | 5 | 5          |
|                       | 高齢の知的障害者支援ノウハウの普及、啓発              | ・ 高齢の知的障害者支援のモデル施設として支援ノウハウの普及、啓発の取組 | 5  | 4           | 4 | 5 | 4 | 4 | 4          |
|                       | 質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組み         | ・ 質の高い利用者サービスの確保                     | 5  | 4           | 4 | 5 | 5 | 4 | 4          |
|                       |                                   | ・ 利用者の障害特性やニーズを踏まえた取組による生活の質の向上      |    |             |   |   |   |   |            |
|                       |                                   | ・ 職員配置の工夫                            |    |             |   |   |   |   |            |
| ・ 効果的かつ効率的な業務執行に向けた工夫 |                                   |                                      |    |             |   |   |   |   |            |
| 診療所の運営方針              | ・ 日常的な健康管理実施方法                    | 5                                    | 4  | 4           | 5 | 3 | 4 | 4 |            |
|                       | ・ 夜間等の緊急時の対応                      |                                      |    |             |   |   |   |   |            |
|                       | ・ 地域医療機関との連携                      |                                      |    |             |   |   |   |   |            |
|                       | ・ 誤与薬及び感染症対策                      |                                      |    |             |   |   |   |   |            |
|                       | ・ 業務を委託する場合の医療機関選定条件              |                                      |    |             |   |   |   |   |            |
| 地域サービス事業の実施           | ・ 短期入所事業、各種相談事業等、地域のニーズを踏まえた事業の実施 | 5                                    | 4  | 5           | 5 | 3 | 4 | 4 |            |
|                       | ・ 地域との連携体制の構築方法                   |                                      |    |             |   |   |   |   |            |

| 大項目                      | 小項目  | 評価の視点                                    | 配点 | 各委員による仮採点結果 |   |   |   |   | 委員会としての評価点 |
|--------------------------|--|--|----|-------------|---|---|---|---|------------|
|                          |  |  |    | A           | B | C | D | E |            |
|                          | 県の政策課題への対応   | ・ 県立直営施設入所者の受入れ及び地域生活移行に向けた取組            | 5  | 4           | 3 | 5 | 4 | 4 | 4          |
|                          | 日常時の安全管理   | ・ 通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組                 | 5  | 3           | 5 | 3 | 4 | 3 | 4          |
|                          | 緊急時の対応   | ・ 防災体制、施設内事故発生時の対応方法                     |    |             |   |   |   |   |            |
|                          |  | ・ 急病人等が生じた場合の対応<br>救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等 |    |             |   |   |   |   |            |
| ボランティアの受入れ・地域交流等の実施      | ・ ボランティアの受入の考え方や事業実施への生かし方   | 5  | 3  | 3           | 3 | 4 | 3 | 3 |            |
|                          | ・ 地域交流、施設開放の考え方  |  |    |             |   |   |   |   |            |
| 管理経費の節減等<br>(25点)        | 人件費、施設の維持管理費及び事業実施に要する費用にかかる<br>・ 積算の適切性<br>・ 積算単価等の妥当性<br>・ 公の施設としての社会的責任の視点からの積算の妥当性<br>・ 健全経営の視点からの積算の妥当性         | 5  | 5  | 5           | 5 | 5 | 5 | 5 |            |
|                          | ・ 指定管理料の節減度合いを次の計算式により算出。計算値が配点を超える場合は配点を上限<br>(積算価格 - 申請書の提案額) / 積算価格<br>× 調整係数(100/20) × 20<br><br>県が提示する指定管理料の上限額 | 20                                       | 3  | 3           | 3 | 3 | 3 | 3 |            |
| 団体の業務遂行能力<br>(25点)       | 人材育成の考え方   | ・ 年間研修実施計画と実施方法                          | 5  | 4           | 4 | 4 | 4 | 4 | 4          |
|                          | 執行体制   | ・ 職員選考方法・基準                              | 5  | 3           | 3 | 3 | 4 | 3 | 4          |
|                          |  | ・ 職員採用数                                  |    |             |   |   |   |   |            |
|                          |  | ・ 適切な支援水準を確保するための職員配置                    |    |             |   |   |   |   |            |
| ・ 責任者及び指導的立場にある職員の配置の考え方 |  |  |    |             |   |   |   |   |            |
| ・ 委託業務の執行確認、指導体制         |  |  |    |             |   |   |   |   |            |

| 大項目   | 小項目                    | 評価の視点  | 配点  | 各委員による仮採点結果 |   |   |   |   | 委員会としての評価点 |
|---|------------------------|--|-----|-------------|---|---|---|---|------------|
|   |                        |  |     | A           | B | C | D | E |            |
|   | 財務状況                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>   | 5   | 3           | 3 | 5 | 4 | 3 | 5          |
|   | コンプライアンス、事故・不祥事への対応    | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な法人等の倫理の確立と諸規程の整備状況</li> <li>法令遵守の徹底に向けた取組の状況</li> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の障害者虐待その他の事由による障害者総合支援法等に基づく命令、指定の取消し等の処分の有無ならびにその対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> </ul> | 5   | 3           | 5 | 5 | 3 | 3 | 4          |
|   | 個人情報の保護                | <ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制</li> <li>個人情報の取扱い状況</li> </ul>   |     |             |   |   |   |   |            |
|   | 環境への配慮、障害者雇用の促進、社会貢献活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>法人等の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用等についての考え方と実績</li> <li>社会貢献活動等、CSR（企業の社会的責任）の考え方と実績</li> </ul>  |     |             |   |   |   |   |            |
|   | これまでの管理運営状況等           | <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設での経営実績の状況</li> </ul>  | 5   | 4           | 4 | 4 | 4 | 4 | 4          |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>厚木精華園と類似の業務を行う施設での経営実績の状況</li> </ul> |                        |  |     |             |   |   |   |   |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設を運営する法人等の理事の構成割合</li> </ul>    |                        |  |     |             |   |   |   |   |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>他の自治体における指定取り消しの有無</li> </ul>        |                        |  |     |             |   |   |   |   |            |
|   | 合計                     |  | 100 |             |   |   |   |   | 69         |

### (3) 評価講評

サービスの向上に関しては、高齢知的障害者や医療的ケアの必要な中高齢の知的障害者への支援を提供するとともに、高齢知的障害者支援のノウハウの普及・啓発にも努め、県立施設として求められる役割を果たすことが今後も期待できる。また、当該施設の利用者だけでなく、広く地域の障害者のニーズに応えるサービスの提供が今後も期待できる。

管理経費の節減等に関しては、適切な積算が行われており、コスト合理性の点でも、現行の職員水準を確保した上で、経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っていることは十分評価に値する。

団体の業務遂行能力に関しては、適切な人材の育成、安定的な財務状況、諸規程類の整備によるコンプライアンスの確保、障害者雇用等の積極的な取組が認められ、現行の指定期間における実績も十分に評価することができる。

以上のとおり、総合的に評価して、提案内容は必要な水準を満たすものと認められる。

## 7 議事概要（主要論点）

### サービスの向上

高齢知的障害者支援のモデル施設として高齢の知的障害者や医療的ケアの必要な中高齢の知的障害者を積極的に受け入れ、直営の食堂から提供される介護食や入浴などの支援に工夫がうかがえる。

高齢知的障害者支援のモデル施設として蓄積してきた支援ノウハウを研修会や新聞などを利用して発信し、また、見学者や実習生の受入により支援ノウハウの普及・啓発を図ってきた実績は評価できる。

利用者により良いサービスを提供する上では、居室の改善や設備・備品の整備等も重要である。施設設備の整備については基本的な役割分担が定められているが、指定管理者が県と協議して必要な改修工事等を行うこともできるため、積極的な取組を期待する。

診療所の運営や、地域の医療機関との連携の取組も評価できる。

相談支援事業所の運営や身体障害者生活介護事業の受託など、積極的に地域サービスの取組を進めている。

高齢化が進む年齢構成や医療的ケアが必要な利用者の特性からすると、厚木精華園における地域生活移行については厳しい現実があるが、独自に多くのグループホームを設置し、園がバックアップしてきたこれまでの取組と、高齢の利用者の地域生活移行を今後も進めていこうとする姿勢は評価でき、更なる先進的な取組を期待する。

また、独自に介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所の創設を検討しており、高齢知的障害者の地域生活を支える取組として、評価できる。

事故防止や緊急時の対応に関するマニュアルが適宜改訂されており、実態に合わせた修正を行い、活用されていると考えられる。なお、塗り薬の管理方法については、利用者の氏名の記載のないものがあり、誤って使用するリスクがあり得るのではないかと、という意見があった。

ボランティアの受入実績がここ数年減少傾向にあるため、受入を促進するための更なる工夫が望まれる。

### 管理経費の節減等

積算は適切に行われていると認められる。

節減努力等の評価点は比較的低い数値になっているが、サービスの質を確保するために現行の職員水準を確保し、その上で経費の効率化を図り、新たな指定管理料の提案を行っていることは十分評価に値する。

なお、管理経費の評価のあり方に関して、福祉施設と公園などを同様の評価基準で取り扱うことが妥当であるかどうかについては議論があるところであり、今後、検討が望まれる。

### 団体の業務遂行能力

適切な人材育成の方針が掲げられており、研修の内容・回数も充実している。

財務状況については、優良と認められる。

コンプライアンスについては、必要な水準が確保されており、諸規程類も漏れなく整備されている。

法人が運営する4つの指定管理施設で障害者を雇用し、法定雇用率を上回る実績を上げるなど、全体として障害者雇用、障害者の就労の場の確保に努めている。

平成18年度以降の現行の指定期間における実績は十分に評価することができる。

